

平成22年度地域国際化協会等先導的施策支援事業実施要綱

平成21年10月30日策定
財団法人自治体国際化協会

(目的)

第1条 この事業は、財団法人自治体国際化協会(以下「協会」という。)が、宝くじの普及広報事業費を財源として、地域国際化協会等が行う地域の国際化を推進する事業に予算の範囲内で助成金を交付することにより、地域レベルでの国際化と宝くじの普及広報を図ることを目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、次のものとする。なお、(1)にあつては、都道府県又は政令指定都市を、(2)にあつては、市(区)町村を通じて助成するものとする。

(1) 総務大臣に認定を受けた地域国際化協会(その連合組織も含む。以下「地域国際化協会」という。)

(2) 市町村又は特別区の区域を主たる活動地域として当該地域の国際化に資する活動を行う民間組織(その連合組織も含む。以下「市(区)町村民間国際交流組織」という。)

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、助成対象事業者が平成22年度に実施する事業で、次の基準に適合するものとする。

(1) 国内で実施する事業で、宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。

(2) 公共性を有し、かつ、地域の国際化に資するもので他の団体の模範となるものであること。

(3) 原則として国等の補助金等の交付を受けないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

(1) 助成対象事業者が従来から実施している事業の財源の組替えを主とするもの

(2) 助成対象事業者が従来から実施している事業の参加者負担等の軽減を主とするもの

(3) 単なる資金供与だけのもの

(4) その他、協会の助成事業としてふさわしくないと協会が認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については助成対象としない。

(1) 補助金

- (2) 他用途に転用可能な備品整備等
- (3) 工事を伴う施設整備等
- (4) 経常的経費

(助成金)

第 4 条 助成金は、助成対象事業の実施に要する経費の総額（ただし、助成対象事業者が参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額）以内の額で、次の金額を限度とする。

- (1) 地域国際化協会にあっては 1 団体あたり 300 万円
- (2) 市（区）町村民間国際交流組織にあっては 1 団体あたり 200 万円

(宝くじの普及広報)

第 5 条 助成対象事業者は、助成の対象となった事業が、宝くじの普及広報事業費によるものであることに鑑み、当該備品又はイベント等ソフト事業のポスター・チラシ等に、別に定める表示（宝くじの普及広報事業「表示に関する基本デザインマニュアル」参照）を行うほか、機関誌等を通じて宝くじの普及広報に努めるものとする。なお、表示にかかわる経費は助成対象とする。

(助成の申請)

第 6 条 助成を受けようとする地域国際化協会は、助成申請書（様式第 1 号）、事業計画書（様式第 1 号 - 1）及び収支予算書（様式第 1 号 - 2）を都道府県又は政令指定都市に提出し、都道府県又は政令指定都市はこれに助成申請書（様式第 1 号 - 3）を添付し、協会に提出するものとする。なお、助成を受けようとする政令指定都市を除く市（区）町村にあっては、助成申請書（様式第 1 号）、事業計画書（様式第 1 号 - 1）及び収支予算書（様式第 1 号 - 2）を都道府県を経由して協会に提出するものとする。

(助成金の決定等)

第 7 条 協会は、提出された助成申請書の内容を審査及び必要に応じて調査等を行い、助成の可否及び助成金額を決定するものとする。なお、助成の決定に当たっては、協会が別に通知する目的に沿った事業を優先するものとする。

2 前項により助成を決定した場合、協会は、その旨を都道府県又は政令指定都市に通知し、都道府県はこれを地域国際化協会及び政令指定都市を除く市（区）町村に通知するものとする。

(助成金の他用途使用の禁止)

第 8 条 助成対象事業者は、助成金を助成対象事業に係る経費以外の経費に使用してはならない。

(計画変更の申請等)

第 9 条 助成の決定を受けて実施する事業 (以下「助成事業」という。) において次の各号に該当する場合、地域国際化協会は変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第 2 号) を都道府県又は政令指定都市に直ちに提出し、都道府県又は政令指定都市はこれに変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第 2 号 - 1) を添付して協会に提出し、理事長の承認を受けなければならない。なお、政令指定都市を除く市 (区) 町村にあっては、都道府県を経由して、変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第 2 号) を提出するものとする。ただし、変更が軽微なものについてはこの限りではない。

(1) 助成事業に要する予算のうち、助成金に係る予算を変更しようとするとき

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき

(3) 助成事業を中止し、または廃止しようとするとき

(助成金の交付等)

第 10 条 助成事業が完了したときは、地域国際化協会は助成金交付申請書 (様式第 3 号)、事業報告書 (様式第 3 号 - 1) 及び収支決算書 (様式第 3 号 - 2) 正本 2 部を都道府県又は政令指定都市に提出し、都道府県又は政令指定都市はこれに助成金交付申請書 (様式第 3 号 - 3) を添付し、協会に提出するものとする。なお、政令指定都市を除く市 (区) 町村にあっては、助成金交付申請書 (様式第 3 号)、事業報告書 (様式第 3 号 - 1) 及び収支決算書 (様式第 3 号 - 2) を都道府県を経由して協会に提出するものとする。

2 協会は、助成金交付申請書を受領した後、交付すべき助成金額を確定し、都道府県、政令指定都市又は市 (区) 町村に交付するものとする。なお、政令指定都市を除く市 (区) 町村に交付した場合、その旨を都道府県に通知するものとする。

附則

この要綱は、平成 21 年 10 月 30 日から施行する。